

鹿児島市立科学館科学展示物保守点検業務仕様書

鹿児島市立科学館（以下「館」という。）の科学展示物保守点検業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する科学展示物保守点検業務委託契約書及びこの仕様書に基づき、信義に従い、誠実かつ良心的に業務を実施しなければならない。

1 業務の目的

館における科学展示物の運転等に支障が生じないように施設、設備、装置を保守・管理し、障害の発生を未然に防止し、もって安全かつ良好な運転を保持すること。

2 設備の設置場所

鹿児島市鴨池二丁目3番18号

鹿児島市立科学館

3 業務の対象

館に設置する展示物及びこれに付帯する設備、機器

4 業務の実施

- (1) 契約期間中、別紙1「鹿児島市立科学館展示設備等保守点検 展示物名及び作業内容」及び別紙2「鹿児島市立科学館展示設備等保守点検リスト」に基づき、実施するものとする。
- (2) 障害の発生等、緊急時における非常点検及び修理
- (3) 定期的な保守点検の実施に当たっては、休館日（火曜日）を含むなど館の業務に支障の生じないように、あらかじめ実施計画を提出し、発注者と協議し承認を得ること。
- (4) 機器の取り替え等重大な修理等については、あらかじめ発注者に申し出て指示を受けるものとする。

5 非常点検及び修理

- (1) 不時の障害が発生し、発注者から緊急の要請があった場合は、直ちに技術員を派遣し適切な措置を講ずること。
- (2) 点検時に異常等を発見したときは、速やかに発注者へ報告するとともに、その修復に努めること。

6 経費の負担

委託業務の実施上、必要な経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 発注者の負担する経費は、次に掲げるものとする。
 - ア 光熱水費
 - イ 非常点検及び修理の際に要した部品、材料費
 - ウ 展示設備機能維持のため不備と認められる事項につき、発注者の承認を得て修理交

換補充等必要な処置を行ったときの部品、材料費

(2) 受注者の負担と経費は次に掲げるものとする。

ア 委託業務の実施上必要とする雑材料及び消耗品

イ 非常点検時及び修理の際に発生する調査費用及び出張作業料

ウ 点検作業を原因とする不具合解消に要した費用

7 業務報告

受注者は、定期点検及び緊急保守完了後は、その都度、発注者に業務の処理状況を報告するとともに、保守点検業務報告書を提出しなければならない。

8 情報の提供等

受注者は、当該設備の運転、保守等について必要な情報の提供等を行うものとする。